

食品中の PFAS に関する Q&A

最終更新：令和 8 年 9 月 11 日

本 Q&A は現時点での知見に基づいて作成しています。

今後、さらなる科学的知見が得られた場合には、適宜必要な見直しを行っていく予定です。

- (Q1) PFAS（ピーファス）とは何の略称ですか。
- (Q2) PFAS とはどのような物質ですか。
- (Q3) PFAS がヒトの体の中に入ると、どのような影響が生じますか。
- (Q4) PFOS、PFOA の TDI の設定の考え方や TDI の意味するところを教えてください。
- (Q5) どのような食品に PFAS は含まれていますか。
- (Q6) 日本人は水や食品を通してどれくらい PFAS を摂取していますか。
- (Q7) PFAS に関し、国内で流通している食品を食べても大丈夫ですか。
- (Q8) PFAS に関し、食生活で気を付けることはありますか。
- (Q9) 日本における食品及び水道水の PFAS 基準値について教えてください。

○国産農畜水産物の PFAS 含有実態調査について

- (Q10) 実態調査を実施した理由を教えてください。 **New !**
- (Q11) 実態調査から分かったことを教えてください。 **New !**
- (Q12) 実態調査の結果、PFOS、PFOA の摂取量と TDI との比較において健康への懸念が生じる水準ではないと記載がありますが、なぜこのように言えるのですか。 **New !**
- (Q13) 実態調査の結果において、摂取量はどのように試算しているのですか。 **New !**
- (Q14) 実態調査の対象品目やサンプル数はどのような考え方で選定していますか。 **New !**
- (Q15) 農林水産省ではなぜ PFOS、PFOA、PFHxS、PFNA の 4 種類の実態調査を実施したのですか。 **New !**
- (Q16) 実態調査において一部の品目で PFAS が検出されていますが、食べても大丈夫ですか。 **New !**
- (Q17) PFOS 及び PFOA が指針値を超えて確認された地域で生産された農畜水産物には影響が生じていますか。

New !

- (Q18) 食品中の PFAS の実態調査について、農林水産省の今後の対応を教えてください。 **New !**
- (Q19) 都道府県等の地方自治体が、地域の実態把握のために分析等を実施したい場合、活用できる補助金等がありますか。
- (Q20) 令和 7 年度の調査結果の公表時に、「特異的に高い値が見られた試料については、さらに含有実態の把握や要因の調査を進めます。」と表明していました。作業状況を教えてください。 **New !**

○農林水産省が実施した研究について

- (Q21) コメへの PFAS の移行、蓄積はどうなっていますか。
- (Q22) コメ以外の農産物への PFAS の移行・蓄積はどうなっていますか。 **New !**
- (Q23) 近隣の河川から指針値を超える PFOS、PFOA が検出された場合、コメや野菜の栽培は控えた方が良いのですか。 **New !**

(Q1) PFAS（ピーファス）とは何の略称ですか。

- (A1) 炭素とフッ素が結合した分子構造をもつ化合物を有機フッ素化合物と呼びます。PFAS とは、有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称で、1 万種類以上の物質があるとされています。このうち、最も代表的な有機フッ素化合物が PFOS（ピーフォス。ペルフルオロオクタンスルホン酸）と PFOA（ピーフォア。ペルフルオロオクタン酸）の 2 種類です。

(Q2) PFAS とはどのような物質ですか。

- (A2) 1 万種類以上あるとされる PFAS の中には撥水・撥油性、熱・化学的安定性等の物性を示すものがあり、そのような性質を利用して、撥水・撥油剤、界面活性剤、半導体用反射防止剤等の幅広い用途で使用されています。

PFAS の中でも、PFOS 及び PFOA は、かつて幅広い用途で使用されてきました。具体的には、PFOS については、半導体用反射防止剤・レジスト（保護膜）、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤などに、PFOA については、フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤などに主に使われてきました。PFHxS（ペルフルオロヘキサンスルホン酸）については、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤などに、PFNA（ペルフルオロノナン酸）については、フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤などに主に使われてきました。

PFOS や PFOA は、自然界で分解されにくい（難分解性）ため、環境中に蓄積されやすく（高蓄積性）、また風や水などに乗って長距離を移動するという性質（長距離移動性）があるため、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）に基づき、PFOS は 2009 年に「制限」、PFOA は 2019 年に「廃絶」とそれぞれ対象物質に分類されました。また、PFHxS は 2022 年に、PFNA などの長鎖 PFCA（※）13 物質は 2025 年に「廃絶」として対象物質に分類されました。

これを受けて、わが国でも、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」に基づき PFOS、PFOA 及び PFHxS について製造・輸入等を規制しています。また、PFNA を含む長鎖 PFCA も今後同様に規制される予定（令和 8 年 11 月 22 日施行予定）です。

※ 長鎖 PFCA：長鎖ペルフルオロカルボン酸。13 物質は炭素数 9～21 のペルフルオロカルボン酸を指す。

(Q3) PFAS がヒトの体の中に入ると、どのような影響が生じますか。

- (A3) 令和 6 年に内閣府食品安全委員会は、PFAS のうち、PFOS、PFOA 及び PFHxS の 3 物質を対象として食品健康影響評価を行いました。健康影響に関する知見については、海外の評価機関等による評価書を参考に、(1)肝臓への影響、(2)脂質代謝への影響、(3)甲状腺機能と甲状腺ホルモンへの影響、(4)生殖・発生への影響、(5)免疫への影響、(6)神経への影響、(7)遺伝毒性、(8)発がん性の 8 つのエンドポイント（有害影響を評価するための指標）についてそれぞれ検討しました。これらのエンドポイントのうち、PFOS についてはラット 2 世代生殖・発生毒性試験でみられた 2 世代目の児動物における体重増加抑制を、PFOA についてはマウス生殖・発生毒性試験でみられた胎児の前肢及び後肢の近位指節骨の骨化部位数の減少、雄の児動物の性成熟促進を採用し（どちらも上記エンドポイントの（4））、それぞれ耐容一日摂取量（※。以下「TDI」という。）として 20 ng/kg 体重/日を設定し

ました。PFHxS については、評価を行う十分な知見は得られていないことから、現時点では指標値の算出は困難であると判断しています。詳細については、食品安全委員会が取りまとめた評価書をご参照ください。

なお、当該評価書において、食品安全委員会は「現時点の情報は不足しているものの、通常の一般的な国民の食生活（飲水を含む）から食品を通じて摂取される程度の PFOS 及び PFOA によっては、著しい健康影響が生じる状況にはないものとする」との見解を示しております。

一方、PFOS 及び PFOA をはじめとする PFAS については、健康影響に関する情報が不足しており、不明な点等が多いことも考慮して、

- ・まずは、今回設定した TDI を踏まえた対応が速やかに取られること
- ・PFAS にばく露され得る媒体（飲料水、食品等）における濃度分布に関するデータの収集を早急に進めること
- ・その調査結果等をもとに、高い濃度が検出された媒体に対する対応を一層進めること

が重要と評価しています。

食品安全委員会 HP：[「有機フッ素化合物（PFAS）」の評価に関する情報](#)

※ TDI：意図的に使用されていないにもかかわらず、食品中に存在する物質について、ヒトが一生にわたって毎日摂取し続けても、健康への悪影響がないと推定される一日あたりの摂取量のこと。体重 1 kg あたりの摂取量で示される。令和 6 年に食品安全委員会は、PFOS 及び PFOA のそれぞれについて、TDI を 20 ng/kg 体重/日と設定。

（Q4）PFOS、PFOA の TDI の設定の考え方や TDI の意味するところを教えてください。

（A4）食品安全委員会のウェブサイトにある「[有機フッ素化合物（PFAS）評価書に関する Q&A](#)」の Q7 をご参照ください。

（Q5）どのような食品に PFAS は含まれていますか。

（A5）農林水産省が平成 24～26（2012～2014）年度に実施したトータルダイエツスタディ（※）でどのような食品群に PFOS、PFOA が含まれるか調べたところ、限られた情報ではありますが、当時の結果では、魚介類、藻類、肉類に含まれていました。しかし、まだ、どのような食品に PFAS が含まれているのかに関する情報やデータが不足しているので、農林水産省では令和 6 年度から国産農畜水産物について、さまざまな品目の実態調査を実施しています。実態調査の結果については、[こちら](#)をご覧ください。

※ 広範囲の食品を小売店等で購入し、必要に応じて摂食する状態に加工・調理した後、食品群ごとに消費量に応じて混合し、対象とする化学物質を分析し、食品群ごとに化学物質の平均含有濃度を算出、平均的な化学物質の消費量を推定する手法。

(Q6) 日本人は水や食品を通してどれくらい PFAS を摂取していますか。

(A6) 農林水産省が平成 24～26（2012～2014）年度に実施したトータルダイエツスタディでどのような食品群に PFOS 及び PFOA が含まれるか予備的に調べたところ、限られた情報ではありますが、日本人の食生活において 1 日あたりの PFOS の平均的な推定摂取量は、体重 1 kg あたり 0.60～1.1 ng の間に、PFOA の平均的な推定摂取量は、体重 1 kg 当たり 0.066～0.75 ng の間にあると推定されていました。しかし、調査点数が少なくデータが不十分であること、調査実施当時の分析技術では、PFOS 及び PFOA の食品中の濃度と比較して検出下限（LOD）及び定量下限（LOQ）が高く、LOD 未満又は LOQ 未満の分析値が多かったことから、推定値の範囲が大きく、不確実性があることに留意が必要です。

そこで、農林水産省では令和 6 年度から最新の分析法を用いて国産の農畜水産物を対象とした実態調査を実施し、品目毎の実態調査データに基づく摂取量の推計を実施しています。実態調査の結果については、[こちら](#)をご覧ください。

(Q7) PFAS に関し、国内で流通している食品を食べても大丈夫ですか。

(A7) 食品安全委員会は、「まずは、今回設定した TDI を踏まえた対応が速やかに取られることが重要」であり、「PFAS にばく露され得る媒体（飲料水、食品等）における濃度分布に関するデータの収集を早急に進め、その調査結果等をもとに、高い濃度が検出された媒体に対する対応を一層進めることが必要である。」としています。

一方で、「現時点の情報は不足しているものの、通常の一般的な国民の食生活（飲水を含む）から食品を通じて摂取される程度の PFOS 及び PFOA によっては、著しい健康影響が生じる状況にはないものとする」としています。

これらの評価内容や国産農畜水産物の実態調査の結果を考慮すると、通常の一般的な食生活では国産の農畜水産物に含まれる PFOS 及び PFOA を心配する必要はないものの、今後、国や自治体等による実態調査の結果、PFAS 濃度が非常に高い食品の存在が明らかとなった場合は、TDI と比較して個別に対応を検討していく必要があると考えます。農林水産省では、引き続き農畜水産物中の PFAS について知見の集積を進め、関係省庁や自治体と連携して対応していきます。

なお、最新の实態調査結果については、[こちら](#)をご覧ください。

(Q8) PFAS に関し、食生活で気を付けることはありますか。

(A8) 食品安全委員会が取りまとめた食品健康影響評価書、及び同委員会が公表している「[「有機フッ素化合物（PFAS）」評価書に関する Q&A](#)」によると、通常の一般的な国民の食生活から食品を通じて摂取される程度の PFOS 及び PFOA によっては、著しい健康影響が生じる状況にはないものと考えられ、PFOS、PFOA 等のリスクを過剰に懸念して食生活を変更することには、栄養学的な過不足をもたらす等の新たな異なるリスクをもたらすおそれがある、との見解が示されております。

こうした見解や国産農畜水産物の実態調査の結果から、農林水産省としては国産の様々な産地で収穫・水揚げされた、様々な品目を摂取する等、引き続きバランス良く摂取いただくことがまずは重要と考えております。

なお、国産農畜水産物の実態調査の結果については、[こちら](#)をご覧ください。

(Q9) 日本における食品及び水道水の PFAS 基準値について教えてください。

(Q9) 日本において、現在のところミネラルウォーター類（殺菌又は除菌を行うもの）を除き、食品中の基準値はありません。水道水は環境省、ミネラルウォーター類（殺菌又は除菌を行うもの）は消費者庁が、それぞれ基準値を設定しています。基準値はいずれも、PFOS 及び PFOA の合算値として 50 ng/L です。

○国産農畜水産物の PFAS 含有実態調査について

(Q10) 実態調査を実施した理由を教えてください。New !

(A10) 令和 6 年に食品安全委員会が公表した食品健康影響評価において、「PFAS にばく露され得る媒体（飲料水、食品等）における濃度分布に関するデータの収集を早急に進め、その調査結果等をもとに、高い濃度が検出された媒体に対する対応を一層進めることが必要」と明記されたことなどを受け、主要な国産農畜水産物について、代表的な PFAS である PFOS、PFOA、PFHxS 及び PFNA の濃度分布に関するデータを収集し対応の必要性を検討するため、調査を行いました。

(Q11) 実態調査から分かったことを教えてください。New !

(A11) 令和 7 年度までの実態調査から以下のことがわかりました。

- (1) 各品目の分析結果（濃度の中央値）と平均消費量を用いて、調査対象 37 品目からの PFOS 及び PFOA の総摂取量をそれぞれ試算すると、PFOS で 0.13 ng/kg 体重/日、PFOA で 0.09 ng/kg 体重/日でした。また、令和 6 年度に食品安全委員会が設定した TDI（PFOS 及び PFOA それぞれ 20 ng/kg 体重/日）と比べると、それぞれ 0.65% 及び 0.45% と十分に少ない水準にあることがわかりました。
- (2) 国内で流通する国産農畜水産物 37 品目に含まれる PFAS の濃度は、品目により分布が異なり、一部品目では濃度に大きな幅が見られました。

詳しくは、[こちら](#)をご覧ください。

(Q12) 実態調査の結果、PFOS、PFOA の摂取量と TDI との比較において健康への懸念が生じる水準ではないと記載がありますが、なぜこのように言えるのですか。New !

(A12) 農林水産省は、リスク管理措置が必要かどうかを検討するために、平均的な食生活における調査対象 37 品目からの PFOS 及び PFOA のばく露量（経口摂取量）を試算し、食品安全委員会が設定した TDI（PFOS 及び PFOA それぞれ 20 ng/kg 体重/日）と比較しました。その結果、今回調査対象とした農畜水産物からの PFOS、PFOA の総摂取量は、それぞれ TDI の

0.65%、0.45%と、TDI よりも十分に少ないことがわかりました。各々の調査品目について最大濃度のものだけを摂取し続けると仮定した場合でも、一日当たり PFOS で 1.5 ng/kg 体重（TDI の 7.6%）、PFOA で 0.45 ng/kg 体重（TDI の 2.2%）でした。今回の調査結果から推定した 37 品目の消費量は、日本人の食品全体からの消費量の約 5 割に相当します。そのため 37 品目以外も含めた摂取量を考えたとしても、食品中の PFOS、PFOA について、健康への懸念が生じる水準ではないと考えています。

（Q13）実態調査の結果において、摂取量はどのように試算しているのですか。New !

（A13）摂取量の試算に当たっては、厚生労働省の国民健康・栄養調査等で得られている日本人の平均的な 1 日当たりの食品消費量と本調査で得られた各品目の PFOS 及び PFOA の中央値を掛け合わせ、国民健康・栄養調査による日本人の平均体重で割り、平均的な食生活における、体重 1 kg 当たり、1 日当たりの PFOS 及び PFOA の摂取量としました。

具体例として、玄米中の PFOA の平均摂取量を算出すると、

- ・ 玄米の食品消費量：137.8 g/日（令和 6 年国民・健康栄養調査の「米」の消費量を玄米に換算した値）
- ・ 玄米中の濃度（ほとんどの試料で検出されなかったため、中央値として検出下限値を代入）：5.0 ng/kg
- ・ 日本人の平均体重：56.2 kg（令和 6 年国民健康・栄養調査）

を用いて、

○平均値：137.8 g/日 × 5.0 ng/kg ÷ 56.2 kg ÷ 1000※
≒ 0.012 ng/kg 体重/日
※ 玄米摂取量の単位を g から kg に換算

となります。各品目について算出した摂取量の合算値（PFOA の場合、0.09 ng/kg 体重/日）を食品安全委員会が設定した TDI（20 ng/kg 体重/日）と比べることで、健康への懸念が生じる水準が否かを判断しています。

（Q14）実態調査の対象品目やサンプル数はどのような考え方で選定していますか。New !

（A14）実態調査で対象とした品目は、国内での生産・漁獲量や消費量に加え、農畜水産物のそれぞれの特性に応じて考慮の上、対象を決めました。

具体的には、

- ① 農産物については、日本における主食であり代表的な穀物であるコメ、小麦に加え、豆類、葉菜類、果菜類、根菜類、果実類からそれぞれ生産量や摂取量が多い品目である、大豆、キャベツ、ハクサイ、ホウレンソウ、ブロッコリー、タマネギ、トマト、キュウリ、ナス、バレイショ、ダイコン、ニンジン、サトイモ、リンゴ及びミカン

- ② 畜産物については、消費者が小売店等で一般的に購入することができ、国内生産量が多いものとして牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳
- ③ 水産物については、漁獲量に加え、海面、内水面などの生息域、魚類、貝類などの生物種等を考慮し代表とする品目である、マイワシ、マダラ、カツオ、アユ、アサリ、マサバ、マダイ、ギンザケ、クロマグロ、ブリ、ニジマス、マゴイ、ホタテガイ、マガキ、ワカメ加工品

を、それぞれ対象としました。

サンプル数については、濃度分布を明らかにするために統計学的に必要と考えられる 30 検体以上としました。

品目ごとの具体的なサンプル数は[こちら](#)をご参照ください。

（Q15）農林水産省ではなぜ PFOS、PFOA、PFHxS、PFNA の 4 種類の実態調査を実施したのですか。

（A15）コーデックス食品汚染物質部会が汚染実態を把握すべき代表的な PFAS として、PFOS、PFOA、PFHxS 及び PFNA の 4 種類が国際的なリスク評価を行う汚染物質の優先度リストに掲載されました。

この 4 種類のうち、PFOS、PFOA 及び PFHxS については、化審法に基づき国内で使用等が制限されています。また、これらの 4 分子種は環境省における水質モニタリングの調査対象に含まれていません。なお、PFNA を含む長鎖 PFCA も今後同法に基づき使用等が制限される予定（令和 8 年 11 月 22 日施行予定）です。

上記の理由から調査対象としました。

（Q16）実態調査において一部の品目で PFAS が検出されていますが、食べても大丈夫ですか。New !

（A16）実態調査を実施した主要な国産農畜水産物からの PFOS、PFOA の摂取量は TDI と比べて十分に少ないことが分かりました。そのため、平均的な食生活においては、健康への懸念が生じる水準ではないと考えています。（Q12、Q13 参照）

農林水産省としては国産の様々な産地で収穫・水揚げされた、様々な品目を摂取する等、引き続きバランス良く摂取いただくことがまずは重要と考えております。（Q8 参照）

（Q17）PFOS 及び PFOA が指針値を超えて確認された地域で生産された農畜水産物には影響が生じていますか。New !

（A17）今回、河川水や地下水から指針値を超えて PFOS、PFOA が検出された地域で生産された農産物（玄米、大豆、キャベツ、ハクサイ、ホウレンソウ、ブロッコリー、ナス、バレイショ、ダイコン、ニン

ジン、サトイモ）中の４種の PFAS 濃度について調べた結果、流通品の含有実態と同様に、すべての試料が定量下限値未満か、検出されたとしても低い濃度でした。

環境中の PFAS が農畜水産物に及ぼす影響については、今後も調査等を継続し、知見の集積に努めます。

（Q18）食品中の PFAS の実態調査について、農林水産省の今後の対応を教えてください。New !

（A18）令和 7 年度までに実施した含有実態調査等の結果、品目により PFAS の含有実態が大きく異なる可能性が示唆されたため、令和 8 年度も調査対象品目を 37 品目以外にも拡大しながら実態調査等を継続し、知見の集積に努めてまいります。

今回の調査で、特異的に高い値がみられた試料については、蓄積要因等の調査を進めます。

また、本ウェブサイト等を通じて、食品中の PFAS に関する情報発信を進めてまいります。

（Q19）都道府県等の地方自治体が、地域の実態把握のために分析等を実施したい場合、活用できる補助金等がありますか。

（A19）農林水産省では、消費・安全対策交付金により、都道府県等が有害化学物質等に関する安全性向上のための対策等を導入するに当たり、地域の実態把握の取組や実態に即した有効性・実行可能性の現場での検証を推進しています。

都道府県等の地方自治体が農産物等の PFAS の実態把握のための調査を実施する場合、令和 7 年度から、国において必要な経費の定額（3/4 以内）を支援しています。具体的な支援の内容や申請に関するご相談については、各地域の地方農政局（北海道にあっては、北海道農政事務所、沖縄にあっては、内閣府沖縄総合事務局）までご連絡ください。

消費・安全対策交付金については、[こちら](#)をご覧ください。

（Q20）令和 7 年度の調査結果の公表時に、「特異的に高い値が見られた試料については、さらに含有実態の把握や要因の調査を進めます。」と表明していました。進捗状況を教えてください。

New !

（A20）令和 7 年 8 月に調査結果を公表後、含有実態の把握を進め、令和 8 年 9 月に調査結果を公表しました。調査結果については、[こちら](#)をご覧ください。

今後、両年の結果を基に、要因の調査に関する検討を進めて参ります。

○農林水産省が実施した研究について

(Q21) コメへの PFAS の移行、蓄積はどうなっていますか。

(A21) 日本人の主食であるコメに関して、農業環境（農地土壌や農業用水等）から玄米への移行・蓄積に関する研究を令和 6 年度に実施しました。その結果、水田土壌中の PFOS 及び PFOA の濃度を 1 とした場合の玄米中の濃度は、PFOS で 0.005 以下、PFOA で 0.004 以下となり、土壌中の PFOS 及び PFOA はほとんど玄米には移行、蓄積しないことが分かりました。

(Q22) コメ以外の農産物への PFAS の移行・蓄積はどうなっていますか。New !

(A22) コメ以外の農産物については、令和 5 年度から農地土壌や農業用水からの移行・蓄積に関する研究を行っています。令和 7 年度にバレイショ、キャベツ、ダイコン、ニンジン及びホウレンソウを、土壌中の PFAS 濃度が比較的高い、土壌の性質の異なる 2 つのほ場において栽培しても、農作物中の濃度は一般的な流通品と同程度の水準であり、農地土壌中の PFOS 及び PFOA の農産物可食部への移行は限定的であることがわかりました。

現在も研究を進めているところであり、農産物での知見を集積し、得られた成果を随時、農林水産省のウェブサイトに掲載します。

(Q23) 近隣の河川から指針値を超える PFOS、PFOA が検出された場合、コメや野菜の栽培は控えた方が良いのですか。New !

(A23) 令和 6 年度及び令和 7 年度に実施した個別事例調査及び試験研究の結果、農業環境中の PFOS、PFOA の濃度に関わらず、玄米や野菜類（バレイショ、キャベツ、ダイコン、ニンジン及びホウレンソウ）中の PFOS 及び PFOA 濃度は、国産農産物の実態調査の結果と比較して同程度であり、現時点では、栽培を控える等の措置が必要との知見は得られていません。